

「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」に関する消費者安全調査委員会からの  
意見に対する対応について（第2回フォローアップ）

令和2年2月  
経済産業省製造産業局生活製品課

（消費者安全調査委員会からの質問事項）

（1）事故のリスクの周知について

平成30年8月以降、玩具関連事業者に対して、安全な玩具を製造・販売等するために、乳幼児の行動特性、口腔の構造や嚥下の特徴、誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴を理解するよう促すため、どのような取組をされたか御教示ください。

（2）安全な玩具の設計、製造、販売について

- ①対象年齢の設定・表示の徹底に関して、玩具協会会員企業等の対応状況について、改定ST基準の施行後、「アンケート調査等を実施し、その効果の検証を行う」と書面により御回答いただきましたが（平成30年8月）、アンケート調査等を既に実施された場合、実施時期、対象社数、内容及び結果について御教示ください。また、それを受けた貴省としての評価及び今後の取組の予定について御教示ください。
- ②（ア）安全な玩具の設計、製造及び販売に関して、ST基準の「小球」試験規格の前提となる「球」の定義を改定されましたが、それによって、基準に適合しなくなり、製造、販売を取りやめた事例があれば御教示ください。また、安全な玩具の設計、製造及び販売に関して、ST基準の改定以外の取組について御教示ください。さらに、平成30年8月にいただいた書面による御回答によると、「更なる安全な玩具の設計、製造及び販売に関する事例収集を行う。収集した事例については、ベストプラクティス（推奨事例）として玩具協会会員企業等に広く周知する」とのことでしたが、その内容について御教示ください。
- （イ）平成30年8月以降、消費者に対して、対象年齢やSTマーク等の安全性に係る表示の意味を、分かりやすく、正確に伝えることに関し、どのような取組をされたか御教示ください。

## (実施状況)

### (1) について

平成30年に引き続き、(一社)日本玩具協会(以下「玩具協会」という。)に対し、各種イベント等の機会を捉えて、玩具事業者等に対し、玩具による乳幼児の気道閉塞事故対策に関する説明・展示・周知等を行うよう要請を行ってきた。

玩具協会からは、次の対応を行った旨の報告を受けている。

- ・ 令和元年6月開催の「東京おもちゃショー2019」において、玩具協会の展示ブースにS Tコーナーを設け、小部品・小球の試験の解説パネル、小部品・小球の試験に用いる検査器具、改定S T基準に準拠した商品パッケージ(対象年齢を正面右上に統一して表示)を展示するとともに、乳幼児の気道閉塞事故防止に必要な各種情報を盛り込んだリーフレット「安全なおもちゃの選び方」を配布した(来場:商談日(2日間)1万7千人、一般公開(2日間)13万5千人)。
- ・ 令和元年9月に、東京玩具人形協同組合主催の「クリスマスおもちゃ見本市2019」(商談会)に玩具協会ブースを設営し、上記と同様の展示を行い、玩具事業者に対して周知を図った。
- ・ 令和元年10月開催の「百貨店玩具アドバイザー資格認定セミナー」(玩具協会と日本百貨店協会の共催、隔年開催)において、玩具安全をテーマに取り上げ、玩具事業者に乳幼児の気道閉塞事故報告を紹介するとともに、対象年齢表示への対応等の説明・周知を行った。

### (2) ①について

改定S T基準は、平成31年1月から玩具協会のS Tマーク制度において適用が開始され、平成31年1月～12月の1年間に、16,683点の玩具についてS Tマーク使用許諾(改定S T基準による検査合格)がなされており、この1年の間に店頭での商品の入替えが進んでいる。

令和元年の年末には、新規投入商品を中心に、多くの玩具が対象年齢を「パッケージ正面・右上」に表示するようになっている。

当省は、改定S T基準の適用の進捗状況を考慮して、令和元年9月に、玩具協会と連携し、同協会の会員企業及び傘下組合の組合員企業(メーカー)及びS Tマーク使用許諾契約企業を対象にアンケート調査を実施し、105社から回答を得た。

実施期間：令和元年9月2日～24日

対象社数：375社+11組合（回答企業数105社）

調査項目及び結果：別紙アンケート調査結果参照

各設問の回答から、当省としては、改定ST基準や玩具協会作成の各種ガイドラインが玩具関連事業者の間に浸透し、メーカー各社において乳幼児の誤嚥・窒息防止に向けた独自の取組が広がっていると理解・評価している。

引き続き玩具協会と連携し、「東京おもちゃショー」等のイベントの場での周知を行う等、乳幼児の誤嚥・窒息事故防止の注意喚起を行ってまいりたい。

## (2) ② (ア) について

「球の定義の改定」関係については、玩具協会から次の報告を受けている。

- ・ ST基準判定会議に参加している玩具メーカーに照会したところ、(ST基準は3歳未満対象の玩具に小球の使用を規制しているところ)、元々、3歳未満対象の玩具に「球」を使うものが少ないことから、「球」の定義を改定した(用途の制約をなくした)ことにより、改定ST基準に適合しなくなり、製造・販売を断念したという例の報告はなかった。

なお、アンケートの回答には、(小球の使用が認められている)対象年齢3歳以上の玩具についても、ST基準の小球規制を意識した回答が寄せられているところ、本件「球の定義」の改定により、製品の企画・設計等において、対象年齢3歳以上の玩具に小球を使用することについて一層の注意や考慮が払われるようになったものと理解している。

「安全な玩具の設計、製造及び販売に関して、ST基準の改定以外の取組」については、アンケートにその旨の設問を設けて照会した。

アンケートの回答には、(これまで説明会等において、玩具メーカー10社の自発的な取組事例(調査報告書59-60p)を周知・推奨したことから)、当該事例を参考としたと思われる事例が記載されているところ、玩具関連事業の間で安全な玩具の製造・販売への自発的な取組が広がっているものと理解している。

具体的には、小部品・球形部品への対応について、自社の製品仕様・設計方針として「小部品・小球にならないようサイズを大きくする」「通気孔を開ける」「検査器具で検証・確認を行っている」等が多かった。

なお、その具体的な内容は、個々の取扱商品等を反映して各社で多少の差異はあるが、おおむね類似のものになっている（「通気孔の直径は3mm」など）。

上記のベストプラクティスの周知については、別紙のアンケート調査結果をアンケート対象企業 375 社及び 11 組合にフィードバックし、情報の共有を行った。

(2) ② (イ) について

玩具協会からは、次の対応を行った旨の報告を受けている。

- ・ 「東京おもちゃショー2019」の一般公開日（令和元年6月15・16日、来場者13万5千人）において、同協会の展示ブース（STコーナー）において、小部品・小球の試験の解説パネル、小部品・小球の試験に用いる検査器具、改定ST基準に準拠した商品パッケージ（対象年齢を正面右上に統一して表示）の展示を行うとともに、乳幼児の気道閉塞事故防止に必要な各種情報を盛り込んだリーフレット「安全なおもちゃの選び方」を配布した。

「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」に関する消費者安全調査委員会からの  
意見に対する対応について（第2回フォローアップ）

令和2年2月  
消費者庁消費者安全課

（消費者安全調査委員会からの質問事項）

（3）事故のリスクの周知について

消費者が、乳幼児の行動特性及び身体的特徴、誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴、事故のリスク等を具体的に認識できるように、平成30年8月以降、貴庁が行った周知の実績について御教示ください。

（4）事故防止策の周知のための取組について

平成30年8月以降、事故防止策を消費者に周知するなど、消費者の事故防止のための具体的な行動に結び付く取組があれば御教示ください。また、平成30年8月にいただいた書面による御回答によると、「平成29年度に実施した子どもの事故防止に関する保護者への意識調査で、おもちゃの誤飲による窒息事故への認識、おもちゃ購入時の対象年齢確認の実施、誤飲事故、ヒヤリハットの経験等につき、実態把握に努めている。（平成30年5月23日公表）」とのことでしたが、実態把握の結果を踏まえた取組について御教示ください。

（5）安全性向上に向けた情報の収集及び共有について

事故情報データベースに登録された事故について、子供の月年齢、事故が発生した玩具の種類・大きさ・形状・対象年齢、ST基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等への適合の有無、玩具の保管状況、玩具の持ち主、採られた対処方法等の収集状況について御教示ください。また、CT画像等の医療データの収集等について、どのような取組をされたか御教示ください。医療データが収集されている場合は、その実績を御教示ください。

（6）重篤化の防止に関する周知について

平成30年8月以降、消費者に対して、気道閉塞となった場合の正しい対処方法（背部叩打法、胸部突き上げ法又はハイムリック法）について、最寄りの消防署や日本赤十字社等で専門家から学ぶことを促した実績を御教示ください。

(実施状況)

(1) (2)

○平成 31 年 2 月 15 日付で公表した消費者安全法第 38 条に基づく注意喚起「カプセル入りスポンジ玩具が幼児の体内に入る事故が発生！」において、当該玩具の誤嚥及び窒息の可能性についても言及した。

○「子ども安全メール from 消費者庁」及び「子どもを事故から守る！Twitter」にて、事故のリスクを周知し、玩具の購入や取扱いに関する注意喚起を行っている。

平成 30 年 10 月 4 日

- ・子ども安全メール Vol. 421 兄や姉の持ち物を乳児が誤飲する事故に注意！
- ・Twitter【兄や姉の持ち物を乳児が誤飲する事故に注意！】

平成 30 年 12 月 13 日

- ・子ども安全メール vol. 431 クリスマスの飾りに注意！
- ・Twitter【クリスマスの飾りに気を付けて！】

平成 31 年 2 月 28 日

- ・子ども安全メール Vol. 441 ひな人形の飾りや部品による事故に注意！
- ・Twitter【ひな人形の飾りや部品に注意！】

令和元年 12 月 19 日

- ・子ども安全メール Vol. 482 クリスマスの時期、小さな飾りやおもちゃに注意！
- ・Twitter【クリスマスの飾りやおもちゃに注意】

※令和元年 12 月末現在での「子ども安全メール from 消費者庁」の登録者数は約 24,000 人、「子どもを事故から守る！Twitter」のフォロワー数は約 8,500 人であり、当該 Twitter の内容を原則全てリツイートしている「消費者庁 Twitter」のフォロワー数は約 256,000 人である。

○平成 29 年度に実態把握のため実施した「子どもの事故防止に関する保護者への意識調査」について、さらに詳細な項目について分析中である。

○令和元年 5 月 3 日、4 日の次世代育成イベント「おぎゃっと 21」に徳島県と

合同でブースを出展し、パネル展示のほか、窒息事故防止のために気をつける点等について、実際にテーブルを用いて年齢別に子どもの手がどこまで届くのかを体験するコーナー展示を行い、周知した。

(3)

○平成30年度PIO-NET連絡会議（平成31年3月1日）において、都道府県のPIO-NET運用担当者へ、寄せられた情報について、昨年度同様、製品の形状等について詳細に入力いただくよう依頼を行った。

○令和元年5月に一部修正した「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の中で、玩具の誤飲の事例を追加した。

(4)

○「子ども安全メール from 消費者庁」及び「子どもを事故から守る！Twitter」にて、以下のとおり注意喚起を行っている。

平成30年9月6日

- ・子ども安全メール Vol. 417 万が一のとき、とっさに行動できますか？ 9月9日は救急の日です！
- ・Twitter【9月9日～15日は救急医療週間です】

令和元年9月5日

- ・子ども安全メール Vol. 467 9月9日は救急の日です！窒息等の応急手当を学びましょう
- ・Twitter【9月9日は救急の日です！】

○東京都練馬区の区民公開講座において、平成31年1月26日に『子どもや高齢者を守るために知っておこう！身の回りにあるキケンなもの』と題した講演において、DVD「窒息事故から子どもを守る！」の紹介を行った。

○令和元年7月22日～28日の子どもの事故防止週間のイベントとして、東京消防庁本所防災館内でDVD「窒息事故から子どもを守る！」の上映を行うとともに、窒息時の対処方法のパネルを作成し、展示した。また、京都府京あんしん子ども館においても、玩具による窒息の注意に関するパネルを展示している。

○令和元年7月22日～28日の子どもの事故防止週間のイベントとして、消費者

行政新未来創造オフィスが「NPO 法人子育て支援ネットワークとくしま」と連携して、徳島市消防局の協力の下、乳幼児の保護者向けに誤嚥・窒息に関する内容を含む救命講習を実施した。